

区分	税目	国 税			地 方 税			合 計
		たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
		(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
	紙巻たばこ	5,302 (5,802)	820 (820)	6,122 (6,622)	860 (930)	5,262 (5,692)	6,122 (6,622)	12,244 (13,244)
	葉巻たばこ							
	パイプたばこ							
	刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
	【平成30年10月1日～】 加熱式たばこ							
	【～平成31年9月30日】 旧3級品の紙巻たばこ	4,032	624	4,656	656	4,000	4,656	9,312

- (注) 1. 上記は、平成30年4月現在（カッコ書きは平成30年10月1日以降）の税率。なお、たばこ税等の税率（国税・地方税合計）は、平成32年（2020年）10月1日から14,244円/千本、平成33年（2021年）10月1日から15,244円/千本となる。
2. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。
3. 葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
4. 加熱式たばこは、平成30年10月1日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、平成31年9月30日までの間の本数換算は、次のイ～ハの本数の合計本数による。
- イ その重量（フィルター等を含む。）1gを1本に換算した本数に0.8を乗じた本数
- ロ その重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算した本数に0.2を乗じた本数
- ハ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に0.2を乗じた本数
5. 旧3級品の紙巻たばことは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの6銘柄の紙巻たばこをいう。